

第4期

特定健康診査等実施計画

令和6年4月1日

岡山県医師国民健康保険組合

目 次

序 章 計画策定にあたって	1
1 背景及び趣旨	
2 基本的内容	
3 岡山県医師国民健康保険組合の現状	
第1章 達成しようとする目標	9
1 目標の設定	
第2章 特定健康診査等の対象者	10
1 対象者数	
第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法	11
第4章 個人情報保護	13
第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知	13
第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	13
第7章 その他	13

序 章 計画策定にあたって

1 背景及び趣旨

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に 75 歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院や投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。

当組合においても同様の傾向が見られるため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、その結果、被保険者の生活の質の維持・向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

2 基本的内容

(1) 特定健康診査の基本的考え方

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスの取れた食事の定着などの生活習慣の改善を行なうことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行なうものである。

(2) 事業者等が行う健康診断との関係

労働安全衛生法による事業主健診を事業者が実施した場合は、当組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は事業者の負担とし、データの受領に要する費用等は当組合が負担するものとする。

(3) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのため、保健指導では対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

(4) 計画の期間

この計画は6年を一期とし、第4期は令和6年度から令和11年度とする。また、3年ごとに見直しを行う。

3 岡山県医師国民健康保険組合の現状

当組合は、岡山県内で医療に従事する医師及び看護師等の従業員とそれぞれの家族が加入している国民健康保険組合である。

(1) 被保険者の性・年齢別構成表

(末日現在)

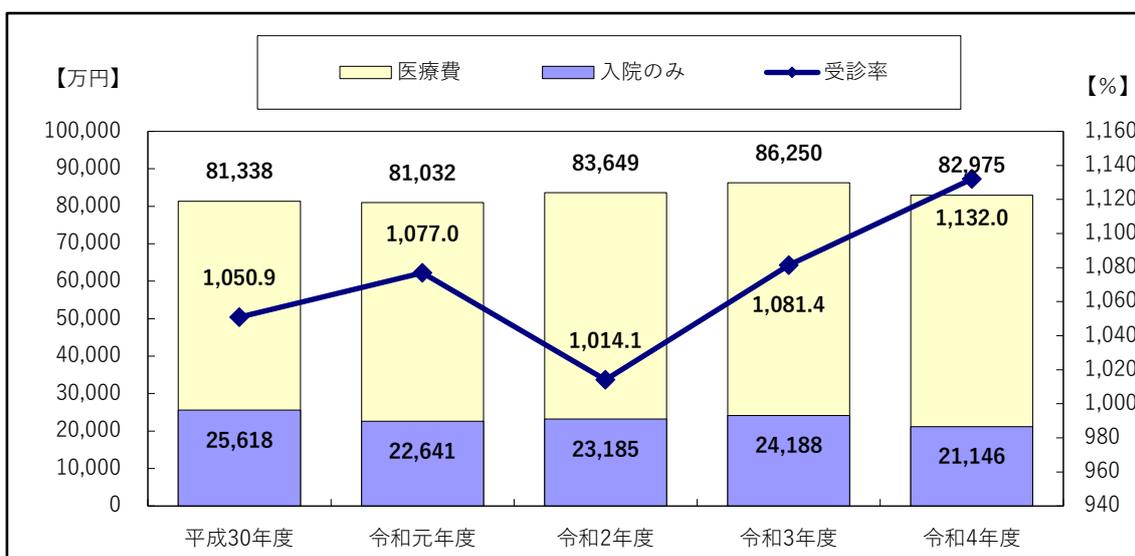
年齢階層別	性別	令和元年5月	令和2年5月	令和3年5月	令和4年5月	令和5年5月
40歳未満	男性	563	562	544	508	517
	女性	1,110	1,067	980	943	897
	合計	1,673	1,629	1,524	1,451	1,414
40～44歳	男性	69	60	55	42	50
	女性	281	274	254	226	233
	合計	350	334	309	268	283
45～49歳	男性	87	89	84	84	72
	女性	304	310	318	309	299
	合計	391	399	402	393	371
50～54歳	男性	106	99	98	99	98
	女性	331	328	300	288	306
	合計	437	427	398	387	404
55～59歳	男性	136	128	119	111	103
	女性	302	297	299	286	286
	合計	438	425	418	397	389
60～64歳	男性	200	185	158	152	138
	女性	256	261	269	281	256
	合計	456	446	427	433	394
65～69歳	男性	206	206	226	220	229
	女性	146	154	168	182	205
	合計	352	360	394	402	434
70～74歳	男性	144	167	195	196	186
	女性	119	126	134	130	119
	合計	263	293	329	326	305
合 計	男性	1,511	1,496	1,479	1,412	1,393
	女性	2,849	2,817	2,722	2,645	2,601
	合計	4,360	4,313	4,201	4,057	3,994

(2) 被保険者の異動状況（年間累計）

被保険者種別		増減	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医師	本人	増	39	41	77	49	30
		減	56	53	45	53	85
	家族	増	95	95	74	101	78
		減	149	133	170	110	158
従業員	本人	増	256	302	218	244	230
		減	251	307	248	232	310
	家族	増	89	90	62	69	100
		減	85	114	84	75	90
合計		増	479	528	431	463	438
		減	541	607	547	470	643

(3) 医療費の状況

年度	平均被保数 人	年間件数 件	年間医療費		1人当たり医療費		受診率	
			円	入院のみ 円	円	前年度比 %	%	前年度比 %
平成30年度	4,399	46,231	813,375,810	256,183,680	184,900	/	1,050.9	/
令和元年度	4,337	46,711	810,324,367	226,405,380	186,840	101.0	1,077.0	102.5
令和2年度	4,258	43,179	836,487,386	231,848,820	196,451	105.1	1,014.1	94.2
令和3年度	4,190	45,309	862,497,749	241,877,820	205,847	104.8	1,081.4	106.6
令和4年度	4,022	45,529	829,754,949	211,459,470	206,304	100.2	1,132.0	104.7



(4) 疾病分類別医療費の状況（医科＋調剤）

①件数（医科のみ）

（件）

疾病分類	令和元年5月	令和2年5月	令和3年5月	令和4年5月	令和5年5月
糖尿病	52	41	46	54	52
高血圧症	103	69	86	82	87
脂質異常症	90	76	89	83	88
痛風・高尿酸血症	4	3	1	3	6
クモ膜下出血	0	1	0	0	0
脳出血	1	0	0	1	2
脳梗塞	2	0	4	6	4
狭心症	31	11	6	6	7
不整脈	24	16	16	22	15
慢性腎臓病（透析あり）	4	6	6	2	2
その他	1,742	1,334	1,554	1,628	1,686
合計	2,053	1,557	1,808	1,887	1,949

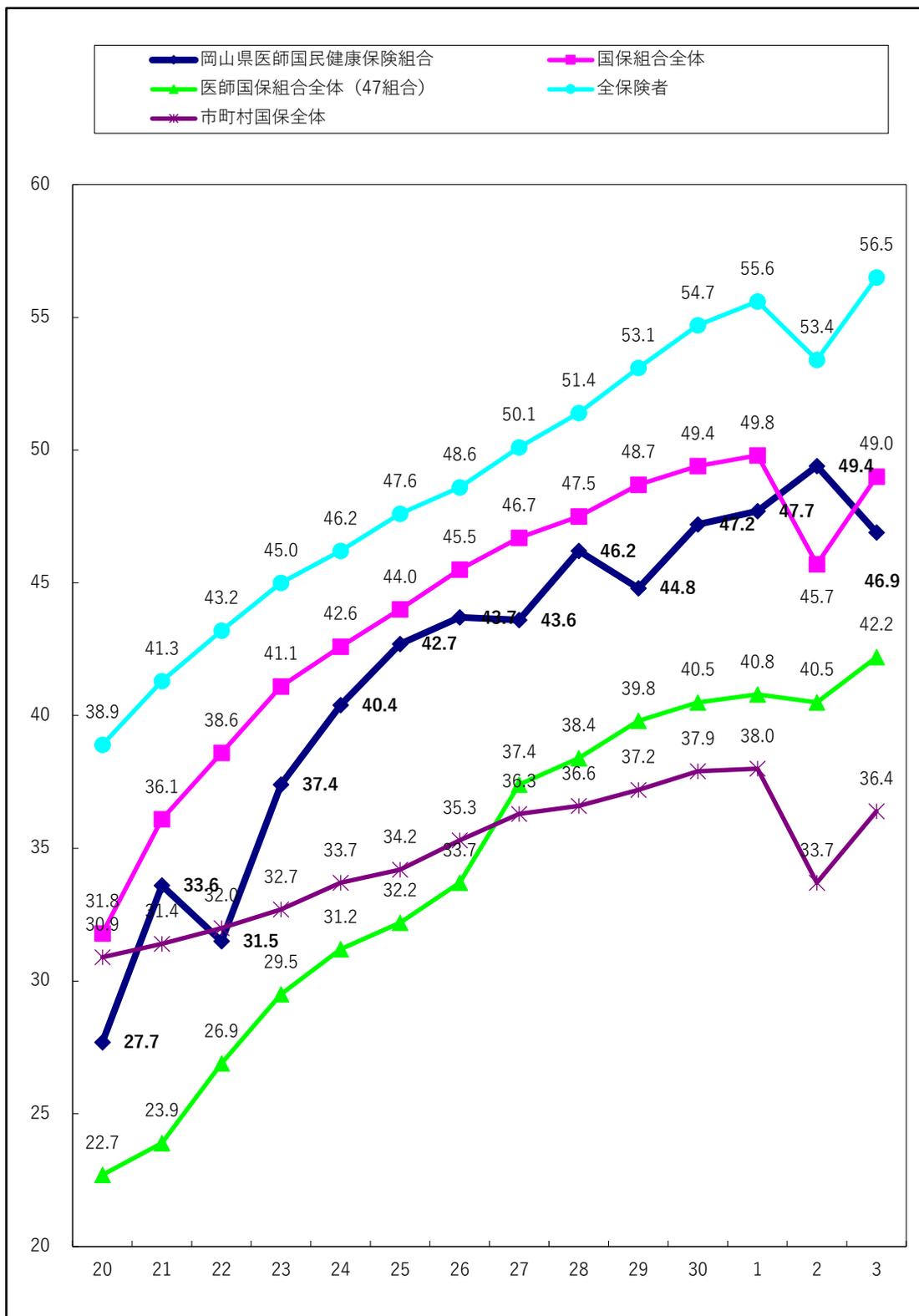
②医療費

（円）

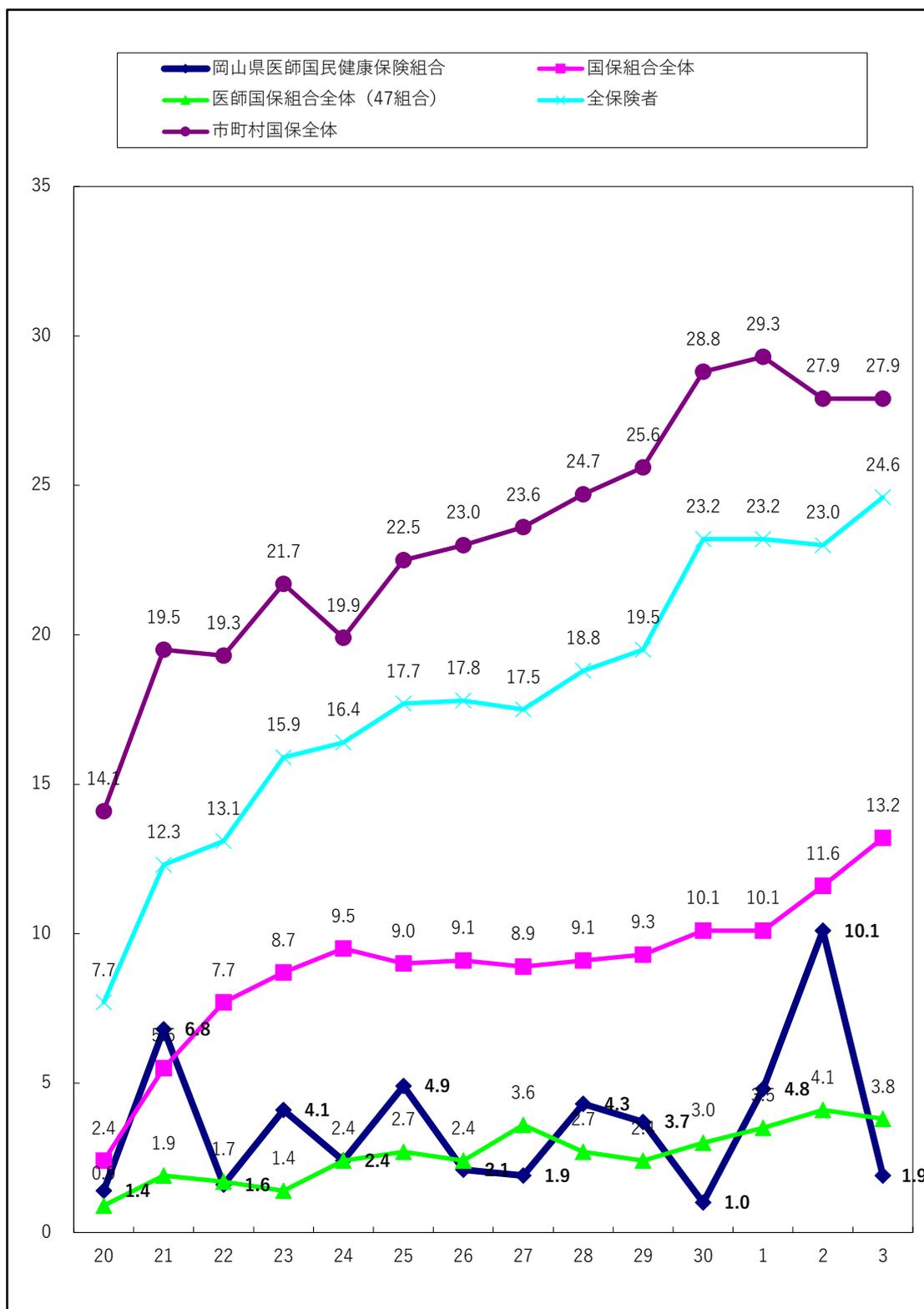
疾病分類	令和元年5月	令和2年5月	令和3年5月	令和4年5月	令和5年5月
糖尿病	2,022,020	1,436,390	1,672,610	1,645,990	1,879,680
高血圧症	1,324,390	830,090	1,179,910	1,042,670	1,085,940
脂質異常症	1,536,780	1,229,520	1,631,370	1,340,200	1,542,460
痛風・高尿酸血症	57,250	52,300	41,260	54,670	78,070
クモ膜下出血	0	4,206,900	0	0	0
脳出血	1,132,440	0	0	6,040	397,160
脳梗塞	35,510	0	82,990	180,520	249,380
狭心症	595,200	1,078,520	91,400	81,060	214,530
不整脈	2,603,610	2,001,860	438,420	1,018,290	937,110
慢性腎臓病（透析あり）	2,075,510	1,772,130	2,713,010	894,710	904,890
その他	48,492,890	36,811,620	38,435,450	41,176,560	44,449,570
合計	59,875,600	49,419,330	46,286,420	47,440,710	51,738,790

(5) 平成 30 年度～令和 3 年度における実績

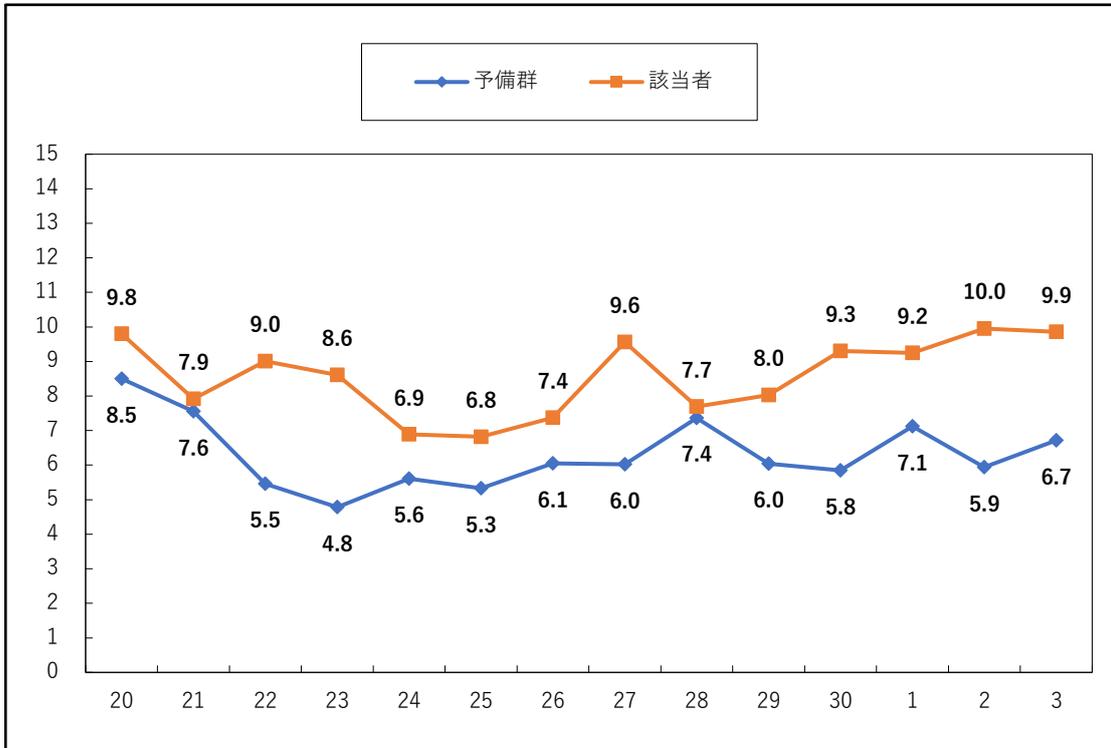
① 特定健康診査の受診率



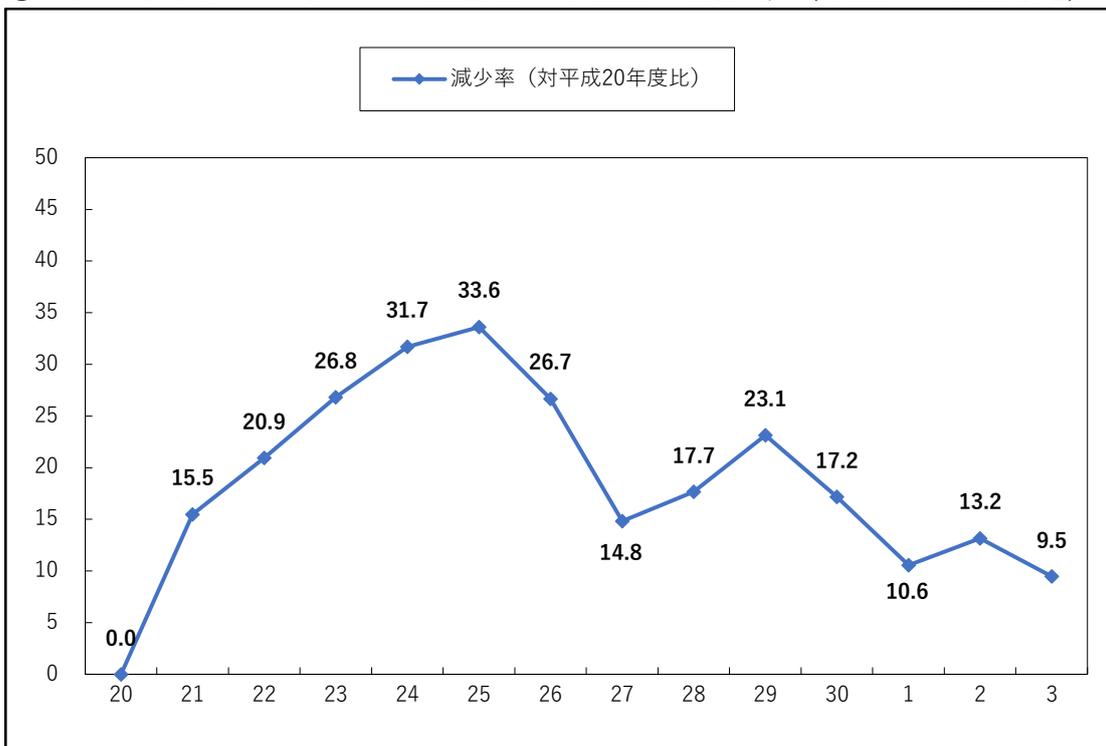
②特定保健指導の利用率



③メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合



④メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率（平成20年度対比）



第1章 達成しようとする目標

1 目標の設定

この計画の実行により、特定健康診査受診率 70%以上、特定保健指導利用率 30%以上、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率 25%以上減少（平成 20 年度対比）を令和 11 年度までに達成することを目標とする。

【各年度における目標値】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定健康診 査の受診率	55 %	58 %	61 %	64 %	67 %	70 %
特定保健指 導の利用率	15 %	18 %	21 %	24 %	27 %	30 %
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 （平成 20 年度対比）						25 %

第2章 特定健康診査等の対象者

1 対象者数

(1) 特定健康診査

(人)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
40～74歳対象者数	2,521	2,485	2,450	2,417	2,385	2,354
組合員	1,856	1,850	1,844	1,838	1,832	1,826
家族	665	635	606	579	553	528
目標受診率	55%	58%	61%	64%	67%	70%
目標受診者数	1,387	1,441	1,495	1,547	1,598	1,648

(2) 特定保健指導

(人)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
特定健診受診者数	1,387	1,441	1,495	1,547	1,598	1,648	
動機付け支援	対象者数	80	83	86	88	91	93
	利用率	15%	18%	21%	24%	27%	30%
	利用者数	12	15	18	21	25	28
積極的支援	対象者数	28	28	28	28	28	28
	利用率	15%	18%	21%	24%	27%	30%
	利用者数	4	5	6	7	8	8
合計	対象者数	101	100	100	98	97	96
	利用率	15%	18%	21%	24%	27%	30%
	利用者数	16	20	24	28	33	36

第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

(1) 実施場所

特定健診並びに特定保健指導ともに、当組合が委託した公益社団法人岡山県医師会傘下の実施可能な医療機関及び健診機関（以下「健診機関等」という。）において実施する。

(2) 実施項目

実施項目は、法定の実施項目（基本的な健診の項目と、医師の判断によって追加的に実施することがある詳細な健診項目）とする。

(3) 実施時期

特定健康診査の実施時期は、毎年、5月1日～翌年の3月31日までとする。ただし、事業者が行う健康診断の実施時期は、毎年、4月1日～翌年の3月31日までとする。

特定保健指導の実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

公益社団法人岡山県医師会と委託契約を結び、代行機関として岡山県国民健康保険団体連合会（以下「代行機関」という。）を利用して決済を行い、被保険者が受診しやすい形態を整える。

(5) 受診方法

当組合より、特定健診には受診券を、特定保健指導には利用券をそれぞれ対象者に送付する。

対象者は、受診券または利用券を健診機関等に被保険者証と共に提出して特定健診を受診、または特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

なお、受診券及び利用券送付時には、実施機関一覧表及び特定健診・特定保健指導に関するパンフレットを同封する。

(6) 周知方法

周知は、当組合の広報誌等に掲載するとともに、ホームページに掲載して行う。また、実施機関一覧はホームページにも掲載する。

(7) 健診データの受領方法

健診データは、健診機関等から代行機関を通じ電子データで受領する。特定保健指導についても同様に電子データで受領するものとする。

事業主健診等の健診受診者のデータについては、事業主より、受診者本人の了承を得た上で、当組合所定の「事業主健診結果報告書」に記入した健診データを受領するものとする。

自家特定保健指導により実施した特定保健指導のデータについては、事業主より当組合所定の「特定保健指導実施報告書 兼 請求書」に記入したデータを受領するものとする。

(8) 特定保健指導対象者の重点化

特定保健指導の対象者については、予防効果が多く期待できる 40 歳代の男性を中心に、該当者全員に対して行なうとともに、未受診者対策にも重点を置く。

(9) 実施に関する年間スケジュール

年間スケジュール	年度当初	受診券や案内の発送（毎年4月下旬に一括発送） 保健指導は年間を通じて随時利用券と案内を発送
	年度の前半	前年度の実施結果の検証や評価 翌年度の事業計画の検討（必要に応じた実施計画の見直し）
	年度の後半	評価結果や事業計画を受け、次年度の委託契約の設定準備や予算組み等（岡山県医師会との契約継続）
月間スケジュール		毎月の請求支払は 20 日頃、階層化・重点化は 5 日頃、 利用券の発送は 15 日頃

(10) その他

健診結果については受診者全員に通知し、併せて健診結果の見方と正しい生活習慣に関するパンフレットを送付する。

第4章 個人情報保護

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日（令和6年3月一部改正）個人情報保護委員会 厚生労働省）を遵守する。

特定健康診査・特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理していく。

(1) 保存方法

代行機関の岡山県国民健康保険団体連合会で保存する。

(2) 保存期間

5年間とする。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、またはこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画を当組合ホームページに掲載する。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

令和9年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

第7章 その他

当組合の役員及び職員については、特定健康診査・特定保健指導等の実践養成のための研修に必要な応じて参加させる。